平成２７年（フ）第３２号
福井県敦賀市赤崎46号
破産者　株式会社エネシス
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第３９９号
広島市中区加古町11番14号
破産者　株式会社アイソトープ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４号
広島県福山市幕山台１丁目11番21号
破産者　株式会社食館
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５２７号
北九州市小倉北区原町２丁目12番16号
破産者　モードリュクスこと　栗田　　光
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３００号
千葉県船橋市西船１丁目３番28号
破産者　武山　桂子
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２７号
千葉市若葉区西都賀３丁目11番４号　コーポラス山田203号
破産者　横尾　俊介
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０９号
千葉県船橋市前原西２丁目24番16号　プレステージ津田沼101号
破産者　鷹栖　啓介
1　決定年月日　平成28年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１１号
千葉市中央区塩田町355番地、開始決定時の住所千葉県市原市八幡2181番地１　グランコート浜野２―503
破産者　坂田　昌徹
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６４号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅４棟306号
破産者　及川　敏幸
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２５２号
千葉市美浜区真砂２丁目４番７棟305号
破産者　赤本真由美
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
山梨県南アルプス市上今諏訪850番地１
破産者　山梨県集成材事業協同組合
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
山梨県中央市布施1901番地４
破産者　有限会社新成建設
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８００号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目20番17号
破産者　有限会社マックス
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９２号
埼玉県川口市東領家４丁目３番14号
破産者　株式会社タケウチコンテナ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
千葉県市川市市川南４丁目６番１号　（サンハイツ202号）
破産者　飛塚　誠治
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６０号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番13棟103号
破産者　上間　　圭
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６１号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番13棟103号
破産者　寒川　芳夫
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３４４号
千葉県市原市ちはら台南２丁目23番地15　ラ・シャンスⅠ103号
破産者　酒井　圭子
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５１号
千葉県市川市鬼高４丁目４番５―301号　（クレオ・テラ本八幡）
破産者　石井　正子
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５８号
千葉市花見川区検見川町５丁目2212番地１　ハイツアゼリア201号
破産者　工藤　正美
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７９号
川崎市川崎区日ノ出２丁目９番７号臨海ビル３階
破産者　有限会社ホーユーカーゴ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係